

## 「第35回山下太郎地域文化奨励賞」募集にあたって

### 財団法人山下太郎顕彰育英会設立趣意書

我が国経済は近時急速なる発展を遂げ、世界有数の経済大国と云われるまでに成長いたしましたが、この原動力となったものが我国民一人一人の資質の高さにあったことは言をまちません。

格別の物的資源を持たない我が国にとって、人的資源こそは唯一究極の財であり立国の基盤であります。

我が国の先人たちはこの一点を洞察して早くより教育に力を注ぎ、国民の能力向上をはかるべく様々な施策を実施して不断の努力を重ね、その結果として今日の我国の繁栄がもたらされましたことは同慶の至りであります。

しかしながら、一方で豊かさの恩恵に浴さない人々がなお多数いることも看過しえない事実であります。

世界は日々変動し、今日その主要な構成員となった我が世界平和と繁栄のために担わなければならぬ役割は山積しており、立ちふさがる諸問題を解決し、来たるべき21世紀を実りある世紀とするためには、以前にも増して教育の振興が片時もゆるがせにしえない事柄であります。

戦後アラビア石油株式会社を興した山下太郎は、生前、教育の重要性を深く認識し、その出身地、秋田県大森町に対し、奨学金を20年間に亘り寄附する他、高校建設資金を寄附、また出身校北海道大学に生化学研究所を寄贈する等、個人的に教育への助成、振興に情熱を燃やしてまいりました。

平成元年は、山下太郎生誕100周年に当たり、この記念のときに、山下太郎を顕彰し、その遺徳を実現するために、向學心に燃える前途有為の学徒等に対して奨学援助を行い、また、学術研究を行っている研究者、研究団体に対する研究助成等を行ない、もって社会有用の人材育成の一助を担い、青少年教育の振興に寄与するため、財団法人山下太郎顕彰育英会を設立しようとするものである。

平成元年9月8日

設立者 山 下 文 子

財団法人山下太郎顕彰育英会設立の趣意に基づいて、第35回山下太郎地域文化奨励賞の候補者を募集いたしますので、多数の皆様が積極的に応募されますようご案内申し上げます。

令和8年1月

一般財団法人山下太郎顕彰育英会  
理事長 山 下 和 男

# 第35回山下太郎地域文化奨励賞募集要項

## 1 応募資格

秋田県内において、地域文化向上のため、学問、技術、教育及び芸術等の研究、並びに伝統芸能や食文化の創造、継承活動、及び地域の環境保全活動等を継続的に行い、優れた実績をあげて地域に貢献している個人及び団体（グループ）を対象とします。

## 2 受賞件数及び授与

受賞件数は3件以内とし、受賞者にはそれぞれに表彰状と副賞30万円を授与します。

## 3 提出書類

- (1) 山下太郎地域文化奨励賞応募申請書
- (2) 市町村長、又は関係団体（関係機関）長の推薦書
- (3) 申請者略歴（個人のみ）
- (4) 申請団体の基本情報（団体のみ、会員名簿を添付、規約・会則等がある場合は添付）
- (5) 対象となる研究・活動の概要（1000字以内）
- (6) これまでの研究・活動業績のリスト（年代の新しい順に記載、発表論文・発行図書・作品の写真等、提出が可能なものは添付）
- (7) 今後の研究・活動の課題と計画（1000字以内）

※ 提出書類は所定の様式により提出してください。

※ 提出書類の不足や記入不備の場合、選考から除外することもあります。

※ 提出書類は受賞の可否にかかわらず返却しません。

## 4 募集期間

令和8年3月2日から令和8年3月31日17時（必着）

## 5 申請書類請求及び提出先

一般財団法人山下太郎顕彰育英会

〒013-0521 秋田県横手市大森町字大森145番地

※申請書類は本会ホームページ(<https://yamaiku.jp/>)から取得するか、「地域文化申請書類請求」と明記し、180円分の切手同封のうえ、郵送により請求してください（返信用封筒は必要ありません）。

## 6 選考について

提出された書類をもとに学識経験者で構成する選考委員会の選考を経て、理事会で最終決定します。

## 7 受賞発表

令和8年6月中旬（予定）までに、受賞の可否を応募者全員に文書で通知するとともに、受賞者については公表いたします。

（受賞の可否について、電話等による直接のお問い合わせにはお答えいたしかねますので、その旨ご了承願います。）

## 8 その他

- (1) 以前に「山下太郎地域文化奨励賞」を受賞された方のご応募はご遠慮願います。
- (2) ご不明な点は、本会事務局（電話0182-26-3500またはメールyamaiku@ce.wakwak.com）までお問い合わせください。

※詳しくは本会ホームページ(<https://yamaiku.jp/>)に掲載されている山下太郎地域文化奨励賞実施規程をご覧ください。